

公益財団法人山形県市町村振興協会 市町村交付金交付規程

平成25年 2月 6日

改正 平成31年 3月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する市町村交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 交付金は、市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ等）の収益金をもって山形県が協会に交付する山形県交付金を財源とする。

(市町村への交付基準)

第3条 交付金の市町村への配分については、その指標を均等割及び人口割とし、それぞれ均等割30パーセント、人口割70パーセントとする。

(交付金の対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要なものとする。

(会計処理)

第5条 協会は、交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第6条 交付金の預金から生じる利息等は、交付事務の事務費等に充てるものとする。

(事業計画の提出)

第7条 交付金の交付を受ける市町村は、事業計画を協会に提出するものとする。

(事業実績の報告)

第8条 交付金の交付を受けた市町村は、その用途について協会に報告するものとする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人山形県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月20日から施行する。